　（趣旨）

1. この要領は、日野町林業振興対策事業補助金交付要綱（平成10年７月１日施行。以

下「要綱」という。）第２条の規定に基づき実施する、竹木破砕機利用費補助事業の実施に

関し必要な事項を定める。

（事業の内容）

1. 生産森林組合、自治会または町長が適当と認める団体が行う里山・竹林整備を行う際

に伐採（伐竹）および剪定された枝や竹を破砕する竹木破砕機の賃借に要する経費に対し、

予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助対象の要件）

1. 補助対象とする事業は、別紙に定める実施の基準をすべて満たさなければならない。

　（補助金の対象経費）

1. 前条の規定による補助金の交付の対象となる経費は下記のとおりとする。

(１)　竹木破砕機の賃借料金

　(２)　納入、引取料

　(３)　保険料

　(４)　操作指導員人件費

（補助金の額）

1. 補助金の額は、事業に要する補助対象経費に２／３を乗じた額とし、90,000円を上限

とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

　（補助金交付申請書の添付書類）

1. 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という）は要綱第３条に定め

る書類に加え、次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

　(１)　見積書の写し（補助対象経費の内訳が確認できるもの）

　(２)　事業実施箇所位置図

　(３)　事業実施場所の写真

　(４)　その他、町長が必要と認める書類

　（実績報告書の添付書類）

1. 補助金交付決定通知を受けた補助事業者は､事業が完了した時は､要綱第６条に定め

る書類に加え、次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

　(１)　領収書の写し（補助対象経費の内訳が確認できるもの）

　(２)　実施中および実施後の状況が確認できる写真

　(３)　その他、町長が必要と認める書類

　　付　則

　この要領は、令和４年１０月１日から施行する。

別紙

１　実施の基準

　(1)　本事業実施区域は、日野町内とする。

　(2)　事業の必要性および効果が明らかであること。

　(3)　本事業と他の助成事業と明確に区分し難しいものは除く。

　(4)　本事業の利用は、補助事業者１者あたり各年度１度限りとする。

　(5)　業務として竹木破砕機の貸し出しを行っている事業者以外から賃借する場合は、原則と

して補助事業の対象としない。

　(6)　本事業の実施に当たっては、竹木破砕機の賃借事業者の指示に従うこと。

　(7)　補助の対象となる貸出期間は原則として、３日以内とする。

　(8)　本事業で破砕した竹木等は、土壌改良材等として有効利用し、廃棄物として排出しない

こと。

　(9)　本事業で破砕した竹木等を販売する場合は、補助金の交付対象外とする。